

2021年6月11日

各 位

会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 石 垣 裕 義
(コード番号 2901 東証 JASDAQ スタンダード)
問 合 せ 先 経 理 総 務 部 (電 話 03-3263-4444)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月28日の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第64期定時株主総会での承認を条件とし定款一部変更を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業基盤及び資本政策について、強化及び機動的な実行を実現するために、所定の変更を行うものです。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条(条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,200</u> 万株とする。 第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めある場 合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき取締 役社長が招集しその議長となる。ただし、 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により他の 取締役がこれにあたる。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は法令に別段の定めある 場合を除き、 <u>取締役社長がこれを招集し その議長となる。取締役社長に事故ある ときは、あらかじめ取締役会において定 めた順序により他の取締役がこれにあた る。</u>	第1章 総 則 第1条(現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000</u> 万株とする。 第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めある場 合を除き、 <u>取締役会において定めた取締 役が招集しその議長となる。ただし、当該 取締役に事故あるときは、あらかじめ取 締役会において定めた順序により他の取 締役がこれにあたる。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は法令に別段の定めある 場合を除き、 <u>取締役会において定めた取 締役がこれを招集しその議長となる。当 該取締役に事故あるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により他の 取締役がこれにあたる。</u>

3. 変更の日程

取締役会決議 2021年 5 月 28 日

株主総会決議 2021年 6 月 29 日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年 6 月 29 日(予定)

以 上